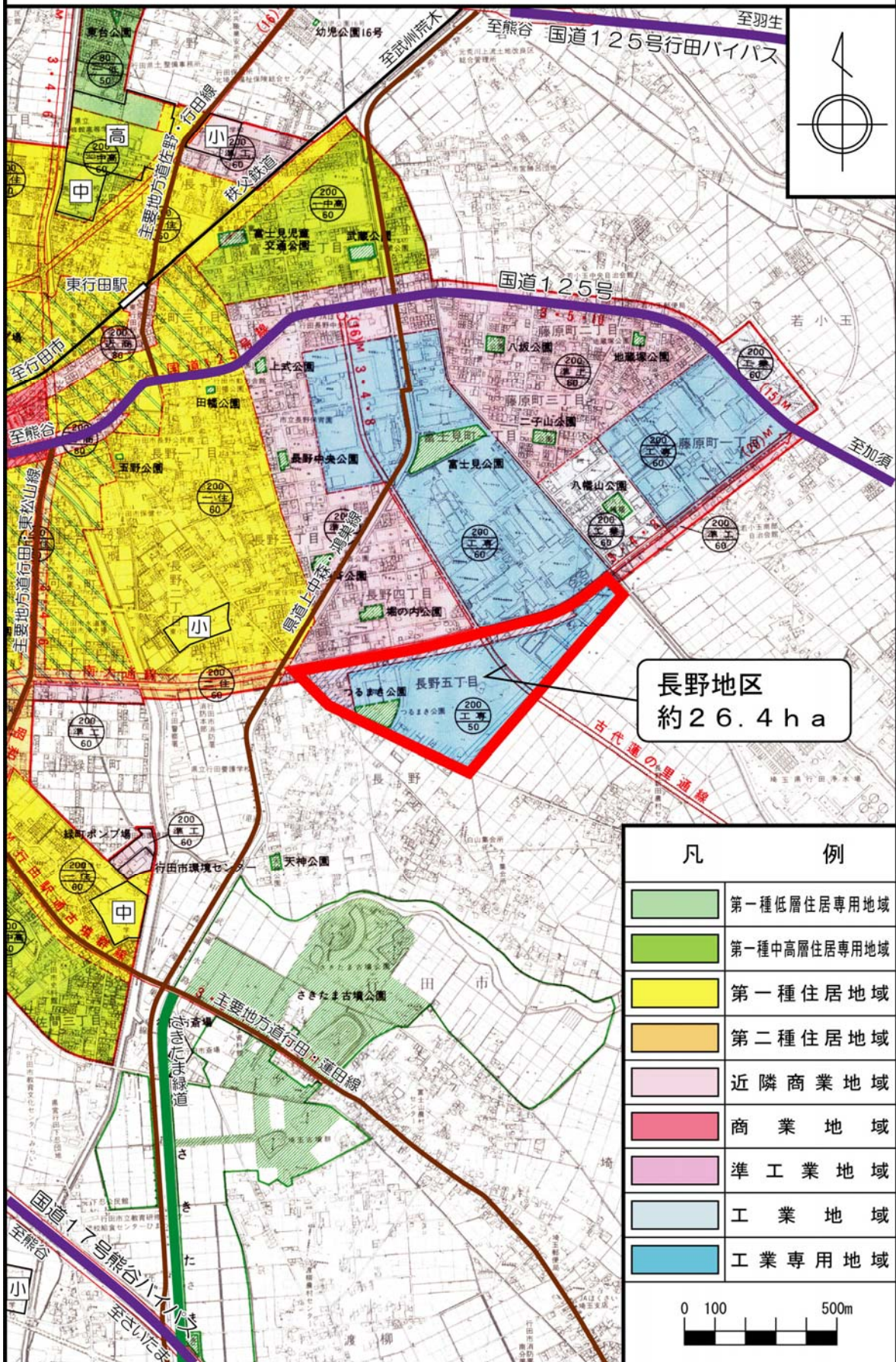
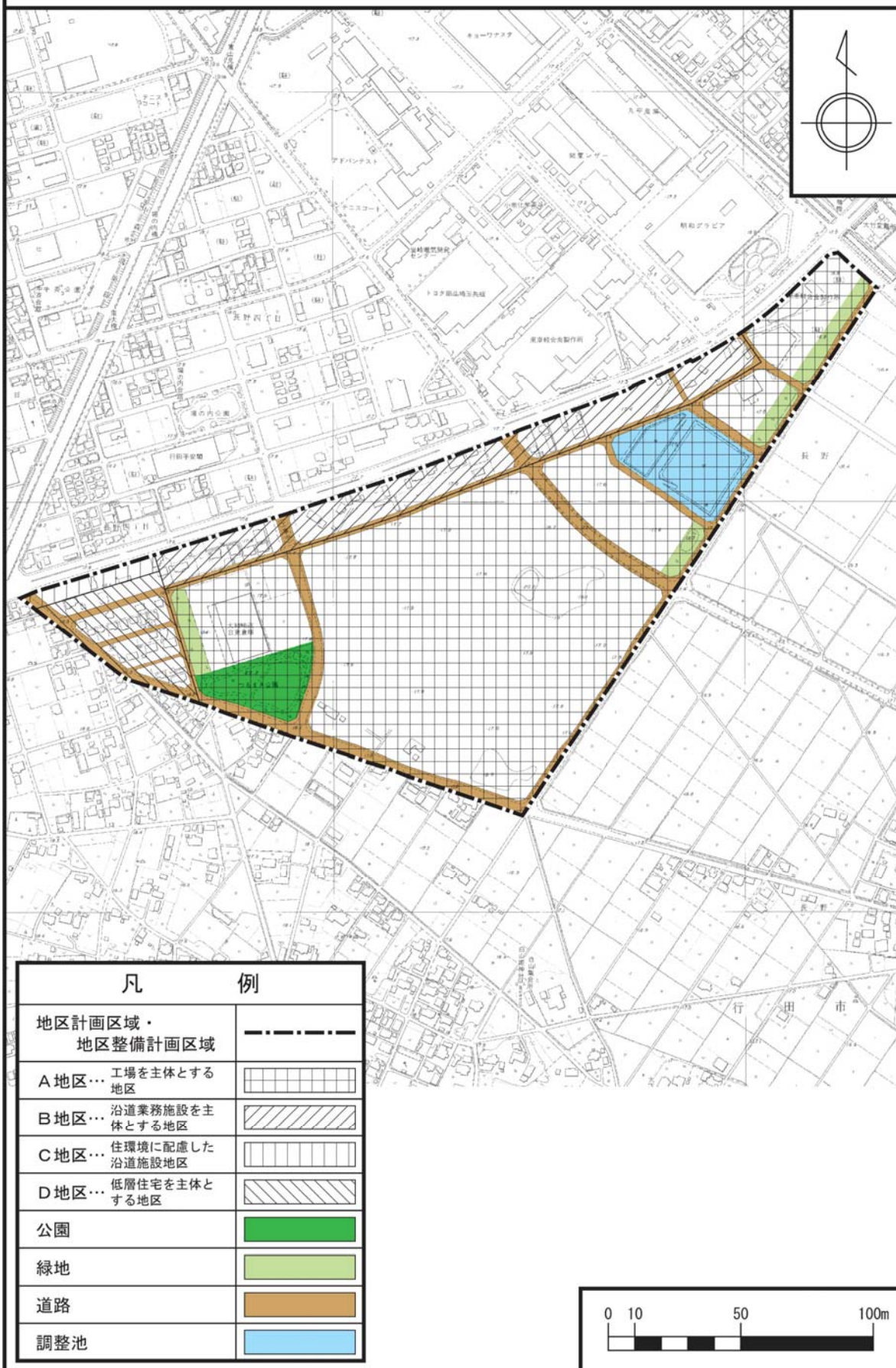


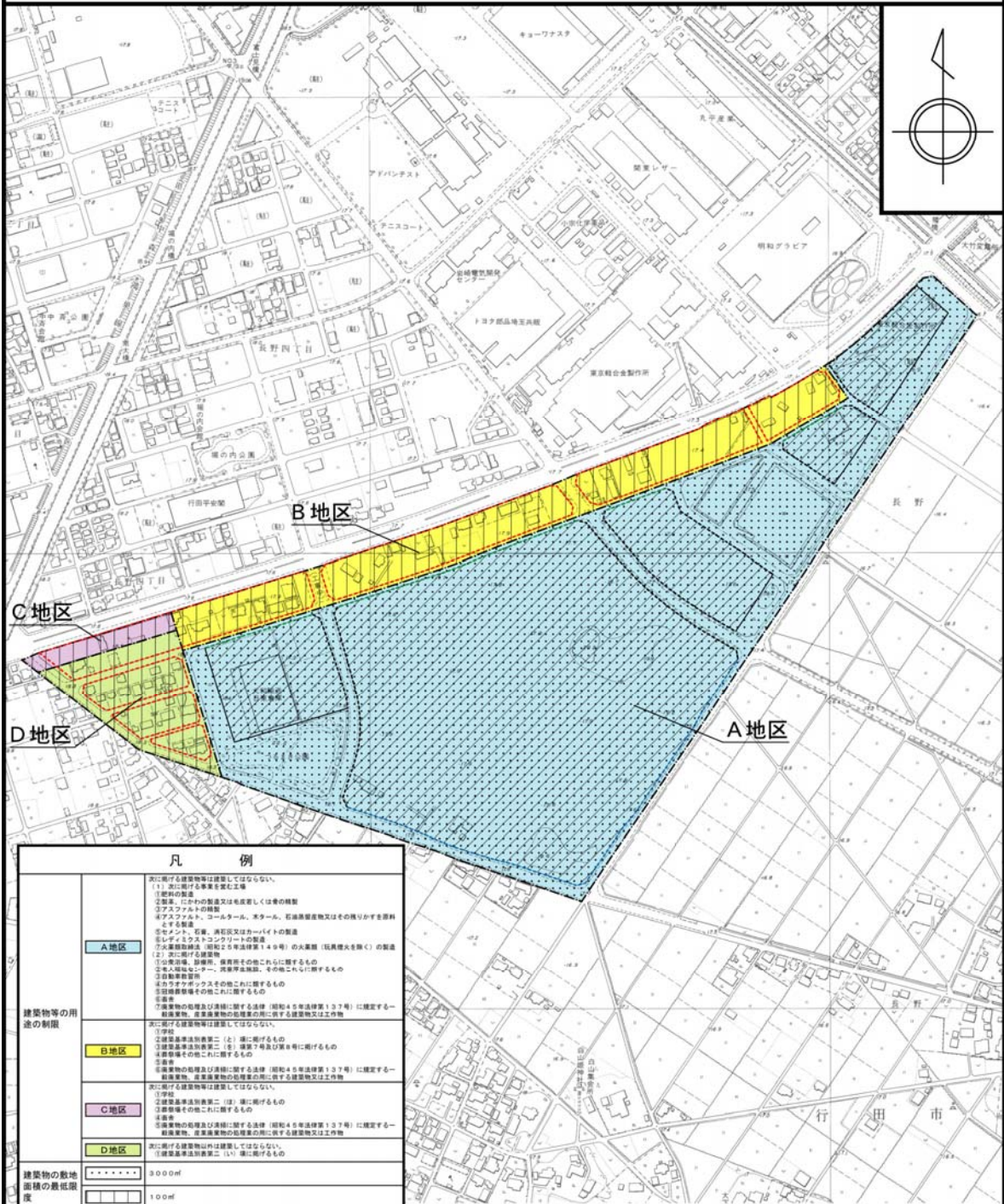
議第 1 号 行田都市計画地区計画の変更について(行田市決定)
 総括図



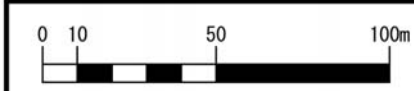
議第 1 号 行田都市計画地区計画の変更について(行田市決定)
地区計画方針の付図



議第 1 号 行田都市計画地区計画の変更について(行田市決定)
地区整備計画図



凡 例		
建築物等の用途の制限	A地区	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 次に掲げる事業を営む工場 ① 製材 ② 製菓、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ③ アスファルト、コンクリート、タール、石油蒸留物又はその残りのみかすを原料とする製油 ④ セメント、石膏、沸石又はカーバイドの製造 ⑤ レジニ又はプラスチックの製造 ⑥ 印刷製版、印刷、製紙その他これらに関するもの ⑦ 印刷製版センター、複製センター、その他これらに関するもの ⑧ カラグラフィックスその他これらに関するもの ⑨ 印刷製版その他これらに関するもの ⑩ 建築物の取壊し及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般建築物、産業建築物の取壊しに供する建築物又は工作物
	B地区	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 工場 ② 建設基準法別表第二(土)に掲げるもの ③ 建設基準法別表第二(全)に掲げるもの ④ 建設基準法別表第二(全)に掲げるもの ⑤ 製油 ⑥ 建築物の取壊し及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般建築物、産業建築物の取壊しに供する建築物又は工作物
	C地区	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 工場 ② 建設基準法別表第二(土)に掲げるもの ③ 建設基準法別表第二(全)に掲げるもの ④ 製油 ⑤ 建築物の取壊し及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般建築物、産業建築物の取壊しに供する建築物又は工作物
	D地区	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ① 工場 ② 建設基準法別表第二(土)に掲げるもの
建築物の敷地面積の最低限度	A地区	3000㎡
	B地区	100㎡
壁面の位置の制限	A地区	道路境界線との距離-2.0m
	B地区	道路境界線との距離-1.0m(ただし、6,000㎡以上の敷地では2.0m)
	C地区	道路境界線との距離-3m
	D地区	道路境界線との距離-1m
建築物等の高さの最高限度	A地区	建築物の地盤面からの高さは10.0m以下でなければならない。 道路境界線の境又はは、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門の扉については、制限を受けないものとする。 ① 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ② 屋根と基礎を組み合わせたもので、屋根の高さが1.2m以下のもの ③ 高さ1.8m以下のコンクリート基礎の壁で、道路幅員1.5m以上の縁石等を設けたもの
	B地区	建築物の地盤面からの高さは10.0m以下でなければならない。 道路境界線の境又はは、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門の扉については、制限を受けないものとする。 ① 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ② 屋根と基礎を組み合わせたもので、屋根の高さが1.2m以下のもの
垣又はさくの構造の制限	A地区	道路境界線の境又はは、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門の扉については、制限を受けないものとする。 ① 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ② 屋根と基礎を組み合わせたもので、屋根の高さが1.2m以下のもの
	B地区	道路境界線の境又はは、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門の扉については、制限を受けないものとする。 ① 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ② 屋根と基礎を組み合わせたもので、屋根の高さが1.2m以下のもの
地区整備計画区域の地区区分		



議第 1 号 行田都市計画地区計画の変更について(行田市決定)
地区区分図

